

軽自動車の税率が変わります

問 財務課 収納係 ☎62-9123

平成26年度税制改正に伴い、軽自動車の税率が変わります。下記の表を参考に、ご所有の車の税額を確認してください。



【原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車】

平成27年度から新税率が適用されます

車 種		平成26年度まで	平成27年度から
原 付	50cc以上	1,000円	2,000円
	51cc～90cc	1,200円	2,000円
	91cc～125cc	1,600円	2,400円
ミニカー		2,500円	3,700円
軽二輪126cc～250cc		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,000円
小型特殊自動車（農耕作業車）		1,600円	2,000円
小型特殊自動車（その他）		4,700円	5,900円
小型二輪		4,000円	6,000円

【三輪以上の軽自動車】

初年度検査登録年月によって、いずれかの税率の適用となります

車 種		現行税率①	平成28年度より課税適用	
			新税額②	重課税率③
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上 乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪以上 貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 現行税率① 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。
- 新税率② 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。
- 重課税率③ 初年度登録から13年経過した車対象となります

